

Q1 洪水ハザードマップとはなんですか？

A. 堤防決壊、洪水氾濫等発生時の浸水情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより、人的被害を防ぐことを主な目的として作成され以下の条件を満たすものです。

1. 浸水想定区域が記載されていること
2. 避難情報が記載されていること
3. 市長村長が作成主体となっていること

Q2 以前の洪水ハザードマップと新しい洪水ハザードマップの違いは何ですか？

A. 国により、想定している降雨が200年に1回程度降雨から想定最大規模降雨(1000年に1回程度)への変更があり、浸水想定区域が変わっています。また、指定避難所【洪水対応】の見直し、家屋倒壊等氾濫想定区域、要配慮者利用施設、マイ・タイムラインなど、新しい情報を盛り込んでおります。

Q3 想定最大規模降雨(1000年に1回程度)の雨とは、どのようなものですか？

A. 群馬県の八斗島上流域で3日間雨量491mmの雨を想定しております。

Q4 浸水想定区域とはなんですか？

A. 水防法14条の規定により、洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び水深を明らかにし、国または都道府県庁が指定し、公表したものです。

Q5 浸水深とはなんですか？

A. 浸水した地点の地面(地盤高)から水面までの高さのことです。

Q6 家屋倒壊等氾濫想定区域とはなんですか？

A. 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

Q7 マイ・タイムラインとはなんですか？

A. 住民一人ひとりのタイムラインであり、台風や大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるものです。

Q8 いつ避難すればいいのですか？

A. 市から「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」が発令されたら直ちに避難を開始してください。また、テレビやラジオで得られる気象情報などの各種情報により自ら判断し、自主的に安全な場所に事前に避難することが自分の身を守る最良の方法です。

Q9 実際にハザードマップのような状態になるのですか？

A. 洪水ハザードマップの浸水想定区域は、利根川、江戸川、利根運河の合わせて76か所が同時に破堤した浸水区域を表したものです。堤防は、どこが決壊するか予測できませんので、1か所から数か所が決壊するという実際の洪水とは異なるものです。したがって、必ずしもマップのような被害が発生するわけではありません。

Q10 76か所の破堤箇所はどこで確認できますか？

- A. 国土交通省の「地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」で確認できます。

Q11 ハザードマップの色のついていないところは安全なのか？

- A. 洪水ハザードマップで表示した浸水想定区域は、雨の条件を設定し、0.5m以上の浸水深を予想した範囲です。したがって、想定していた以上の雨が降った場合や局所的な集中豪雨等により、浸水想定区域としていない場所においても浸水する可能性があります。また、河道内の土砂の堆積、周辺の開発状況、排水路の整備状況の変化等、ハザードマップ作成時のシミュレーション実施の条件から変化した場合でも浸水状況は市域全体あるいは局所的に変化するため、浸水想定区域以外でも災害に対し十分な注意が必要です。自分の家が浸水想定区域に入っていないから といって安心せず、日頃から災害に備えておきましょう。

Q12 座生川の浸水想定区域はないのですか？

- A. 千葉県洪水浸水想定区域図対象河川（水位周知河川）に該当していないため、作成しておりません。なお、水位周知河川とは、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、水防法第13条の規定に基づき、千葉県が指定した河川です。本市では、座生川の浸水想定区域が指定された場合、洪水ハザードマップを改定するなどして、市民の皆様にお知らせいたします。

Q13 どこに避難すればいいのですか？

- A. 指定避難所【洪水対応】、知人宅等、浸水しないエリアへ避難してください。

Q14 河川水位はどのように確認できますか？

- A. 国土交通省の「川の防災情報」で確認できます。
・市が確認している観測所
江戸川：野田観測所
利根川：栗橋観測所、芽吹橋観測所